

介護老人保健施設入所利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設ケアセンターけやき園（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者及び身元引受人（以下「身元引受人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出した時から効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

- 2 利用者が、当施設を退所後、再度当施設を利用する時は、前項に定める事項の他、本約款の改定が行われない限り、これらは継続するものとします。但し、当施設入所利用同意書は、そのたびに提出するものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除・終了することが出来ます。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には本約款に基づく入所利用を解除・終了することが出来ます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は、要支援と認定された場合。
- ② 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅で生活が出来ると判断された場合。
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合。
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合。
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ⑥ 天災、災害、施設設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合。

(利用料金)

- 第5条 利用者及び身元引受人は連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護老人保健施設サービスの対価として、計算された月ごとの合計額、及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 当施設は、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計金額の請求書及び明細書を、毎月5日までに発行し、利用者及び身元引受人は連帯して当施設に対し、当該合計額をその月の20日までに支払うものとします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払を受取った時は、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対して領収書を発行します。
- 4 施設利用料の支払いについては、指定期日までに身元引受人による支払いがない場合は、連帯保証人が支払いの責任を持つものとします(極度額200万)。(極度額以上になった時は、再度保証書を提示します。)

(記 録)

- 第6条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用後5年間は保管します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、身元引受人その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体拘束等)

- 第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を診療記録に記載することとします。

(秘密の保持)

- 第8条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び身元引受人から、予め同意を得たうえで行うこととします。
- ① 介護保険サービス利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- ② 介護保険サービスの質向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なおこの場合、利用者個人を特定できないよう仮名等を使用することを厳守します。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第 9 条 当施設は、利用者に対し施設医師の医学的判断により診療が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用に対し当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態又は、専門的な医療対応が必要と判断した場合、他の専門医療機関を紹介します。
- 3 前 2 項のほか、入所利用中に利用者の心身状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し緊急に連絡します。

(要望又は苦情等の申し出)

- 第 10 条 利用者及び身元引受人は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当である支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛の文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

- 第 11 条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は連帯して、当施設に対してその損害を賠償するものとします。
- 極度額 200 万円(極度額以上になった時は、再度保証書を提示します。)

(事故発生時の対応)

- 第 12 条 万が一、施設内にて介護事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合は、速やかに状況の確認を行い、必要に応じて医師の診察を行います。
- 医師の指示に従い、身元引受人へ連絡をした上で病院への搬送等をするものとします。
- 介護事故又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合は、その再発防止のために当該委員会への報告書を提出するものとします。また必要に応じて関係各所へ報告をするものとします。

(利用契約に定めない事項)

- 第 13 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他緒法令の定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意を持って協議し定めることとします。

介護保険施設サービスについて

◇ 介護保険証の確認

説明を行うにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

◇ ケアサービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際ご本人・身元引受人の希望を十分に取り入れ、又、計画の内容について同意をいただくようになります。

医 療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護師が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

介 護：

施設サービス計画に基づいて実施します。

機能訓練：

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

◇ 生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

療養室：

個室：4室 2人部屋：20室 4人部屋：14室

（2人部屋のご利用には、別途料金を頂きます）

食事：

朝食： 7時30分～

昼食： 12時00分

夕食： 18時00分

（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

入浴：

原則として週に2回。但し、利用者の身体状況に応じて清拭、又はご遠慮していただく場合があります。

理容室：

理美容サービスを実施します。

(理美容サービスは、別途料金をいただきます。)

◇ 他機関・施設との連携

協力医療機関への受診：

当施設では、病院・診療所や歯科診療所に協力をいただいておりますので利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

他施設への紹介：

当施設での対応が困難な状況になり専門的な対応が必要になった場合には、専門機関において治療できるように手配いたします。

◇ 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

尚、当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談ください。

電話 043-293-5181

又、要望や苦情なども支援相談担当者にお寄せいただければ速やかに対応いたします。
そのほか、施設内に備え付けられた「ご意見箱」をご利用ください。

苦情受付窓口担当者 中里 真

当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることが出来ます。

・	千葉県国民健康保険団体連合	TEL	043-254-7428
・	緑 高齢障害支援課 介護保険室	TEL	043-292-9491
・	中央 高齢障害支援課 介護保険室	TEL	043-221-2198
・	若葉 高齢障害支援課 介護保険室	TEL	043-233-8265
・	稲毛 高齢障害支援課 介護保険室	TEL	043-284-6242
・	美浜 高齢障害支援課 介護保険室	TEL	043-270-4073
・	花見川 高齢障害支援課 介護保険室	TEL	043-275-6401

介護老人保健施設ケアセンターけやき園のご案内

1.施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名： 介護老人保健施設 ケアセンターけやき園
 開設年月日： 平成15年4月1日
 所在地： 千葉県千葉市緑区鎌取町81番1
 電話番号： 043-293-5181
 FAX番号： 043-293-5197
 管理者名： 松崎 純
 介護保険指定番号： 介護老人保健施設 1250180141号

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供する事で、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

この目的に沿って、当施設では以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

〔介護老人保健施設ケアセンターけやき園の運営方針〕

ケアセンターけやき園は介護保険制度の下、医療と福祉の機能を十分に備えた施設の位置づけにおける処遇を行う。医療面の偏重を避け生活援助の場としての施設を原則にバランスのとれた処遇につとめる。

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	夜間	業務内容
・医師	1			医療行為全般
・看護職員	9	6	1	看護業務
・介護職員	20	6	4	介護業務
・支援相談員	3			入所等相談業務
・理学療法士	4			リハビリ計画、実施
・作業療法士	1			リハビリ計画、実施
・言語聴覚士	1	1		リハビリ計画、実施
・介護支援専門員	2			介護支援計画の作成
・事務職員	3			事務全般

(4) 入所定員等 ・定員 100 名（うち認知専門棟 40 名）

・療養室 1 人部屋 4 室 2 人部屋 20 室 4 人部屋 14 室

2、サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います。）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑨ 理美容サービス（実費）
- ⑩ 入退所時の送迎（有料）
- ⑪ その他

これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金を頂くものもありますので、具体的にご相談ください。

3、利用料金

※別途料金表を添付します。

※支払方法

- ・毎月5日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の20日午後5時までにお支払ください。領収書を発行します。

4、協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関にご協力をいただいております。

・ 協力医療機関

名称 医療法人社団 紫雲会 千葉南病院
住所 千葉市緑区高田 401 番地 5

・ 協力歯科医療機関

名称 医療法人社団 亮山会 ハート歯科（訪問歯科）
住所 千葉市若葉区西都賀 1-21-8 杉山ビル 1 階

5、施設利用に当たっての留意事項

- ・面会 10：00～18：00 まで
※年末年始（12月31日～1月3日）期間は、10：00～17：00 まで
- ・外出・外泊 届出が必要となります。
- ・飲酒・喫煙 ご遠慮ください。
- ・火気の取扱い ご遠慮ください。
- ・設備・備品の利用 ご相談ください。
- ・所持品・備品等の持込み ご相談ください。
- ・金銭・貴重品の管理 原則として持込みをご遠慮ください。
- ・外泊時等の施設外での受診 ご遠慮ください。
- ・宗教活動 ご遠慮ください。
- ・ペットの持込み ご遠慮ください。

6、非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、消火扉、滑り台、他
- ・防災訓練 年2回

7、禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8、その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

2023年1月1日改変

介護老人保健施設入所利用同意書及び保証書

介護老人保健施設ケアセンターけやき園を入所利用するにあたり、介護老人保健施設入所利用約款を受領し、これらの内容に関して担当者より説明を受け、これを十分に理解した上で同意します。

年 月 日

<利 用 者>

住 所

氏 名

㊞

<身元引受人>

住 所

氏 名

㊞

介護老人保健施設ケアセンターけやき園

施設長 松 崎 純 殿

【本約款第 5 条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏 名	(続柄)
住 所	
電話番号	
携帯番号	

【本約款第 9 条 3 項の緊急時の連絡先】

氏 名	(続柄)
住 所	
電話番号	
携帯番号	

【本約款第 5 条 4 項・11 条 2 項の連帯保証人】

氏 名	(続柄)
住 所	
電話番号	
携帯番号	